

令和 8 年度の年金額改定

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

4 月分 (6 月 15 日支払分) 以降の年金額

4 月分からの年金額は、法律の規定により令和 8 年度から国民年金 (基礎年金) が 1.9% の引き上げ、厚生年金 (報酬比例部分) が 2.0% の引き上げとなります。

【年金額の例 (月額)】

	令和 8 年度	令和 7 年度
国民年金 (老齢基礎年金 (満額)) *	70,608 円	69,308 円
厚生年金 (夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額) **	237,279 円	232,784 円

* 令和 8 年度の老齢基礎年金 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方) (満額) は、月額 70,408 円です。

** 平均的な収入 (平均標準報酬 (賞与含む月額換算) 45.5 万円) で 40 年間就業した場合に受け取り始める年金 (老齢厚生年金と 2 人分の老齢基礎年金 (満額)) の給付水準です。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和 8 年度は昨年度から 3.2% の増額改定となります。

【支援給付金の基準額 (月額)】

	令和 8 年度	令和 7 年度
老齢年金生活者 支援給付金	5,620 円 *	5,450 円
障害年金生活者 支援給付金	(1 級) 7,025 円 ** (2 級) 5,620 円 **	(1 級) 6,813 円 (2 級) 5,450 円
遺族年金生活者 支援給付金	5,620 円 ***	5,450 円

* 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

** 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。

*** 2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、この基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

年金相談 (予約制)

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日程 ● 6 月 16 日 (火) ● 7 月 21 日 (火) ● 8 月 18 日 (火)

※毎月第 3 火曜日

時間 9 時 30 分～ 12 時、13 時～ 15 時 場所 市役所 受付 市民課年金係

必要な物

本人が相談する場合

- 基礎年金番号が分かるもの (年金手帳等)
- 送られてきた書類一式 (年金手続きの場合)
- 本人確認書類 (マイナンバーカード等)
- マイナンバーのわかるもの

代理人が相談する場合

- 委任状
 - 委任者と代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細は予約の際にお尋ねください。

予約方法 基礎年金番号が分かるもの (年金手帳等) を用意のうえ、幡多年金事務所へ電話